

お知らせ

## 中華人民共和国からめるを輸入する場合の確認について

### 貿易経済協力局貿易審査課農水産室 (13. 7. 6)

標記に関し、中国政府から以下のとおり通知がありましたのでお知らせします。

#### 1 内 容

中国政府は2001年7月15日以降、下記の機関において「南極の海洋生物資源の保存に関する条約」(CCAMLR)に基づき再輸出証明書を発行することとします。下記の機関以外の機関が発行した再輸出証明書は、中国政府が発行したものと認められません。  
記

機関名：中国漁業協会 (China Fisheries Association)

#### 2. 問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課農水産室

TEL：03-3501-1511 (内線3261～3266)